別紙様式第十九号中「㊞」を削り、同様式３記載上の注意に次のように加える。

４　法第52条の37第１項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十号記載上の注意１中「添付すること」を「添付すること。法第52条の61の３第１項に規定する登録申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる」に改める。

別紙様式第二十一号中「㊞」を削り、同様式の「氏　　名」の次の記載上の注意３中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十二号中「㊞」を削り、同様式の「代表者氏名」の次の記載上の注意３中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十三号記載上の注意２中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十四号中「㊞」を削り、同様式目次記載上の注意１、同様式５記載上の注意１及び同様式７記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第十条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した」を削る。

第二十五条の十四第１号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第２号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二十五条の四十五第三項第四号及び別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第十一条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の十四第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第百四十条第１号の二及び第２号の二、第百七十条の二の三第１号ハ及び第２号ハ、第百七十条の二の二十一第三項第四号、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項並びに別表第四役員（法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第１項第２号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十三号中「㊞」を削り、同様式目次記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第２記載上の注意１．(1)中「第31条第３項第１号」を「第31条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十三号の二中「㊞」を削り、同様式目次記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第２２記載上の注意１．(1)中「第31条第３項第１号」を「第31条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十四号中「㊞」を削り、同様式目次記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第２記載上の注意１．(1)中「第31条第３項第１号」を「第31条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十四号の二中「㊞」を削り、同様式目次記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第１３．〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕の表中「Ｇ－ＳＩＢ・Ｄ－ＳＩＢバッファー比率」を「Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率」に改め、同様式第２２記載上の注意１．(1)中「第31条第３項第１号」を「第31条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十五号中「㊞」を削り、同様式目次記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第２記載上の注意１．(1)中「第31条第３項第１号」を「第31条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十五号の三中「㊞」を削り、同様式の「理　事　長　氏　　名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

２　信用金庫法施行規則第53条の３第１項の認可申請書又は信用金庫法第87条第１項第６号の規定及び第100条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号記載上の注意に次のように加える。

８　信用金庫法第89条第５項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十八号中「㊞」を削り、同様式の「氏　　名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

２　信用金庫法（以下「法」という。）第89条第５項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十八号３記載上の注意１中「信用金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十九号中「㊞」を削り、同様式の「代　表　者　氏　　名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

２　信用金庫法（以下「法」という。）第89条第５項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。